

(改正後全文)

老発第0521001号
平成15年5月21日

最終改正
老発0623第7号
平成28年6月23日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

老人保健健康増進等事業の実施について

標記については、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営を図るため、今般別紙のとおり「老人保健健康増進等事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内市町村（特別区、一部事務組合又は広域連合を含む。）に対して、貴職からこの旨通知されたい。

老人保健健康増進等事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行い、もって、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的とする。本要綱は、「老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に定める外、老人保健健康増進等事業の実施に当たり必要な事項を定める。

(事業の実施主体)

第2条 事業を実施する主体(以下「実施主体」)は次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 次のいずれかであって、申請した事業が老人保健健康増進等事業評価委員会における評価の結果、採択された団体とする。
 - (1) 都道府県又は市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む)
 - (2) 厚生労働大臣が特に必要と認めた法人
- 二 前号の(2)に掲げる法人は、申請する前年度において当該法人としての事業実績があるなど良好な運営がなされていることを証する法人であること。
- 三 過去に法令等に違反する等の不正行為を行った法人については、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過していること。

(老人保健健康増進等事業評価委員会の設置)

第3条 国庫補助事業としての透明性を確保する観点から、申請された事業の採否のための評価及び第4条第2項第2号に係る評価を実施するため、老健局長が「老人保健健康増進等事業評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置する。

- 2 評価委員会の運営及び申請された事業の採択に係る評価の実施方針等については、老健局長が別に定める老人保健健康増進等事業評価委員会運営要綱によるものとする。

(対象事業)

第4条 本事業の補助対象事業は、別紙に定める公募テーマ及び事業概要に該当する事業であって、次の各号に該当する研究事業とする。

- 一 競争的環境の下で公募し、応募のあった事業であって、評価委員会における評価の結果、採択することが適当と認めたもののうち、老健局長が予算の範囲内で補助金の交付が必要と決定したものであること。
- 二 事業により得られる成果が今後の施策等に反映できるものであること。
- 三 原則として単年度で終了する事業であること。ただし、真に止むを得ない明確な理由があり、かつ、2か年以内に終了することが明らかである場合にはこの限りではない。

2 次に該当する事業は、対象としない。

- 一 事業の主たる目的である業務の大部分を外部委託するものや、第三者への資金交付を目的とした事業
- 二 前年度に実施した本事業の実施成果が著しく不良であった事業の実施主体が申請する翌年度の事業
- 三 事業の大部分が設備又は備品購入等である事業
- 四 営利を目的とした事業
- 五 補助対象額が500千円に満たない事業

(事業の実施主体の責務)

第5条 実施主体は、評価委員会に申請する際に、本補助事業により実際に事業を行う事業担当者と本補助事業に係る金銭の管理(出納を含む)を行う経理担当者を明確にし、各担当者が法令等を遵守する旨を誓約する書面を提出しなければならない。なお、経理担当者は事業担当者を兼ねることはできない。

2 実施主体は、評価委員会に申請する際に、事業が終了した時点で必ず成果物(調査研究等をまとめた報告書冊子)を作成し提出する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

3 実施主体は、事業が採択された際には、採択された事業の概要を作成し、当該実施主体のホームページへ掲載する等の方法により、速やかに公表しなければならない。

また、交付要綱11に基づき事業実績報告書を提出した際には、事業結果の概要及び事業の成果物を電子媒体(PDF形式)により当該実施主体のホームページに掲載し、掲載終了した時点において老健局総務課へ報告しなければならない。

4 実施主体は、事業開始後6か月を目途に、事業の進捗状況について、書面を用いて老健局総務課に報告しなければならない。ただし、事業実施期間が6か月に満たない場合はこの限りでない。

5 実施主体は、本補助事業に係る収入及び支出について、当該実施主体の監事による監査を必ず受け、適正な収支となっていることを証する監査結果の報告書を実績報告書とともに老健局総務課に提出しなければならない。

6 実施主体は、評価委員会が行う書面、ヒアリング又は訪問による調査を積極的に受諾しなければならない。

(事業の名称)

第6条 国庫補助事業の交付事務等の円滑化を図る観点から、事業の採択時に使用した事業の名称について交付額の確定が終了するまでの間、国に提出する資料について名称の変更を行ってはならないこととする。

(交付要綱別表の対象経費を算定するための額)

第7条 交付要綱別表の4対象経費にかかる補助単価については、予算の範囲内において、他の補助事業及び実勢を勘案し、毎年度、別に定めることとする。

別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要
○自治体支援		
1	地域支援事業の実施状況及び評価指標等に関する調査研究	<p>地域支援事業は、介護給付・介護予防給付と相まって、市町村が保険者機能を発揮して効果的・効率的に実施することが必要である。</p> <p>このため、地域における自助・互助の活動、多様な主体によるサービスの状況、保険給付の適正化など、地域支援事業の取組状況について、どのような指標によりその進捗を測ることが出来るかを検討し、アウトプット指標やアウトカム指標の確立について調査研究を行う。</p>
2	保険者機能強化中央研修(仮称)プログラムの策定に関する調査研究	<p>今後、高齢化が一層進展していく中で、自立支援・介護予防の取組はますます重要となっている。</p> <p>自立支援・介護予防に関する先行事例の普及展開を目的とした保険者機能強化の観点から、市町村支援を行う都道府県が適切な支援・指導をできるよう、都道府県職員に対し国が研修を行う場合の有効な研修プログラム等についての検討を行う。</p>
3	地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析と計画への反映方法に関する調査研究事業	<p>市町村が高齢者の自立した生活の支援や介護予防、介護給付費の適正化等に取り組む重要性を踏まえ、保険者機能の抜本的強化策が検討されている。</p> <p>先進的な自治体における的確な地域分析や高齢者の自立支援、介護予防に関する取組等を全国的に展開していくためには、各保険者や都道府県が、給付費や認定率、地域の介護資源等の客観的データを把握し、他の自治体との比較も踏まえて地域分析を行い、事業計画策定や各種事業に活用していくためのノウハウを確立し、共有することが重要。</p> <p>このため、本事業では、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「見える化」システムを活用して把握すべきデータ ② データの読み取り、解釈方法、保険者や地域課題の抽出方法 ③ 課題に対して取りうるアクションのメニュー例の提示 ④ 保険者による上記の一連の取組に対する都道府県による支援方法 <p>等について調査研究し、実践的なガイドラインを策定する。</p>
4	地域密着型サービス等における他市町村の被保険者の当該サービス利用に係る当該サービス事業所所在地の市町村長の同意の実態やその効率的な実施方法の在り方	<p>地域密着型サービス等においては、原則事業所の所在地に居住する住民のみの利用となっているが、市町村長間の同意があれば他市町村の住民も利用が可能な制度となっており、当該取扱いの手続きの簡素化および周知を図ってきたところである。</p> <p>当該同意制度について、市町村長間の同意やサービス利用者の状況等制度の運用の実態について詳細に調査し、市町村間の連携が強化されるために効率的な実施方法のあり方について検討を行う。</p>

番号	テーマ名	事業概要
5	要介護認定事務の簡素化・効率化等についての調査分析	<p>要介護認定事務の簡素化・効率化については、これまで主に認定有効期間の上限の延長を図ってきたところであるが、さらなる簡素化・効率化の取組について、定量的なデータに基づき分析の上、検討する必要がある。</p> <p>そのため、現行の要介護認定事務における事務負担を調査・定量的に把握し、申請者のための認定手続きの簡素化と認定期間の短縮及び保険者や医師の事務負担軽減のための実現可能性のある具体的な方策を提案する。</p>
○ケアマネジメント		
6	適切なケアマネジメント手法の策定に向けた調査研究	<p>要介護者等になっても高齢者が尊厳を持って、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、適切な介護サービス、保健医療サービス、インフォーマルサービス等を総合的に提供することが重要であり、このためにはケアマネジャーは適切なケアマネジメントを行う必要がある。一方で、アセスメントや多職種連携が必ずしも十分ではないために、適切なケアマネジメントが行われていないといった指摘も一部にある。個々のケアマネジャーによってケアマネジメントにできる限り差が生じないようにするためには、ケアマネジメントの標準化に向けた検討が必要である。</p> <p>このため、ケアマネジャーによるケアマネジメントプロセスにおけるアセスメントやモニタリング等の取組内容とともに、サービス利用者の心身状況等の変化を把握すること等を通じて、適切なケアマネジメント手法を策定するための調査研究を行う。</p>
7	先進的な情報技術を活用した、介護サービス利用者の自立支援に資するケアプラン提案の試行的な取組に関する調査研究	<p>介護分野における人材の有効活用に取り組む中で、介護の質を低下させずに現場の業務負担の軽減を図る観点からは業務効率化等が重要である。</p> <p>居宅介護支援においてもケアマネジャーの業務の効率化を図る観点から、先進的な情報技術を活用した、介護サービス利用者の自立支援に資するケアプランを提案するための試行的な取組についての調査研究を行う。</p>

番号	テーマ名	事業概要
○在宅介護サービス		
(医療系サービス)		
8	地域包括ケアシステムにおける訪問看護、訪問リハビリテーション等の医療系訪問サービスの在り方等に関する調査研究事業	介護サービスにおける医療系訪問サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導)について、各サービスの目的を踏まえて、サービスの提供体制及び利用者の状態等に関する調査を行い、そのサービスの在り方等について報告書を作成する。その際、中重度者に対するサービスと軽度者に対するサービスの違いを明確にすることを念頭に検討を行うこととする。
(介護サービス)		
9	高齢者の在宅生活継続に向けたサービスのあり方に関する調査研究	今後、単身高齢者や高齢者のみ世帯の急速な増加が見込まれているなかで、住み慣れた地域で生活を継続していくためには、ニーズに応じた柔軟な対応が可能であるサービスの普及が重要である。 このため、高齢者の在宅生活を支えるという視点に基づいた、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護のサービスについて、現状の分析に加えて、機能強化を含めた今後のあり方の検討を行う。
10	介護サービスにおける機能訓練の実態調査について	平成27年度改定検証において、リハビリテーションと機能訓練の機能分化とその在り方についての調査を行った。今後は、特養、指定通所介護等における機能訓練の実態を把握するための調査を行う。特に機能訓練指導員要件で認められている各職種等が、個々のサービス類型において行っている機能訓練のサービス内容の実態を調査する。
○施設サービス		
(介護施設共通)		
11	介護施設等における安全管理体制のあり方に関する調査研究事業	医療機関における入院患者からの暴力、暴言、セクシャルハラスメントからの職員の安全管理体制の整備は進んでいる一方で、高齢者介護施設等における暴力等についての実態把握がなされていないのが実情である。 このため、高齢者介護施設等に従事する全ての職員に対し、入所者から受ける暴力、暴言、セクシャルハラスメントについての実態調査を実施し、検討委員会を立ち上げ、高齢者介護施設等における安全管理体制の整備の方策についてガイドラインを作成する。

番号	テーマ名	事業概要
(特別養護老人ホーム等)		
12	特別養護老人ホームの入所申込から入所に至るまでの実像の把握・分析に関する調査研究	<p>特別養護老人ホームの入所申込者に係る緊急性、申込から入所までの期間(入所待ちの状況にある者にあつては、入所までの見通し)、入所待ち・入れ替わり状況(ストックとフローの関係)を定量的かつ定性的に把握し、以下の点について分析し、これらの実像を明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特養入所申込者と受入者との需給バランスの検証 ・特養入所申込みと介護離職との関連分析 ・大都市部とそれ以外の地域の比較検証 等 <p>併せて、厚生労働省で実施する前述の調査手法等の参考となるよう、特別養護老人ホームにおける申込者の把握・管理方法並びにこれに関する市町村及び都道府県の関わり方等の現状を把握・分析を行い報告書を作成する。</p> <p>事業実施に当たっては、平成21年度から平成23年度の老人保健健康増進等事業において実施した調査研究成果を踏まえるとともに、厚生労働省において実施する特別養護老人ホームの入所申込等の調査内容との整合を図ることとする。</p>
○認知症施策		
13	認知症施策における民間活力を活用した課題解決スキーム等の官民連携モデルに関する調査研究事業	<p>認知症高齢者等にやさしい地域づくりにあつては、地域毎の多様で複雑なニーズについて柔軟できめ細やかな対応が求められているが、現行の行政施策やスキームだけでは、必ずしも的確に答えきれていない状況が生じている。</p> <p>地域ニーズへの的確な対応に向け、費用対効果に基づく成果評価スキームの導入等、介入効果を最大化させるための認知症施策の実施手法について、ソーシャルインパクトボンド等の課題解決スキームの活用可能性の検討やモデル事業等の企画・検証を行い、官民連携による効果的な取組のあり方や方法論、問題点を整理する。</p>
14	成年後見制度の普及・利用促進を推進するための市区町村による広域連携の取組等に関する調査研究事業	<p>認知症高齢者がその判断能力に応じて日常生活を過ごすことができるよう、介護保険サービスの利用援助や金銭管理等から成年後見の利用に至るまで切れ目なく一体的に必要な支援が確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進が課題となっている。</p> <p>特に、市民後見人の育成・活用については、環境整備の進んでいる市区町村が多いとは言えない状況であることから、家庭裁判所の管轄する地域のような広域的に市区町村や関係機関、その他法人後見を推進する機関等が連携する取組等、成年後見制度の普及・利用促進を効果的に推進する取組モデルや方法論、その問題点等を整理する。</p>
15	地域全体で認知症の方やその家族を支える仕組みの促進・充実に関する調査研究事業	<p>地域全体で認知症の方やその家族を支える取組みとして認知症サポーターの養成を行っているが、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを加速するために様々な場面で活躍してもらえるようにする必要がある。</p> <p>特に、認知症の人が関わる事故等の発生を未然に防ぐため、改めて地域での見守り体制の構築が課題となっていることから、認知症サポーターがこうした課題に対応できるよう、認知症サポーターへのステップアップ研修等の効果的な実施方法や実施体制構築に向けた手法、先行事例等を整理した報告書を作成する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
○介護人材確保対策		
16	介護施設等における看護職員に求められる役割とその体制のあり方に関する調査研究事業	<p>地域包括ケアシステムの構築に向け、医療と介護の連携をより一層推進していく必要がある中で、今後増加が見込まれる医療ニーズを併せ持つ中重度の要介護者を支える介護施設等の果たす役割は大きく、その専門的機能の充実強化が求められている。</p> <p>このため、介護施設等における看護職に求められている役割とその体制のあり方について調査研究を行い、提言を取りまとめた報告書を作成する。</p>
17	介護事業所におけるモデル賃金体系に関する研究	<p>処遇改善加算の取得要件の一つとなっている介護事業所における賃金テーブルの設定を推進し、介護職員の処遇改善の更なる進展を図ることを目的として、規模別、サービス種類別で介護サービス事業所等における賃金体系を調査し、モデル賃金体系を策定する。</p>
18	中高年齢者の介護分野への参入促進に向けた啓発ツールの開発等に関する調査研究	<p>介護分野において中高年齢者の活用を図るため、中高年齢者に対する介護分野への参入に係る意識調査を行うとともに、当該調査結果を踏まえ、介護の仕事の魅力を伝え、中高年齢者の介護分野への参入を促す啓発ツールの開発を行う。</p>
○その他		
19	災害により避難生活が長期化した高齢者に対する生活不活発病対策に係るマニュアル作成等のための調査研究	<p>避難所、仮設住宅等における高齢者の生活不活発病対策について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一次避難所での生活期 ②避難所集約期 ③自宅復帰や仮設住宅移行期の各段階について、日中臥床時間の長い高齢者を中心に、有効な支援の在り方について検討を行うとともに、被災地において実証研究を行う。 <p>また、仮設住宅での高齢者の活動性を高める支援や、住民のつながりを強化し、互助の関係を生み出す支援に関する取組や手法について最新の知見を取り纏める。</p> <p>その成果として、介護予防及び生活不活発病対策につながるよう、市町村担当者・保健所担当者向けに避難所・仮設住宅において高齢者の生活の活動性を高める取組に関する実務マニュアルを作成する。</p>
20	その他上記に関連すると認められる調査研究事業	上記に関連する事業を実施する。